

令和6年9月6日

午後4時30分

職員の処分について

農地法および農業振興地域の整備に関する法律の違反農地に係る関係職員の処分を下記のとおり行いました。

記

1 処分内容

(1) 訓告

平成26年度から令和3年度までの間、本件に係る部局において、管理的立場にあった職員20人

(2) 口頭嚴重注意

平成26年度から令和3年度までの間、本件に係る部局において、事務を担当した職員17人

2 処分を行った日 8月27日(火)

問い合わせ先 一関市役所

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

総務部職員課人事研修係 役職名 職員課長 菊川

電話:(0191)21-8186 (ダイヤル)

FAX:(0191)21-2164

メールアドレス:hidekik@city.ichinoseki.iwate.jp